

第3期中期目標期間の評価(4年目終了時)における課題の対応方策・改善状況

第3期中期目標	改善すべき点	対応方策・対応状況
<p>V その他業務運営に関する重要目標 3 法令遵守等に関する目標 ○ 学内規則を含めた法令遵守や情報管理の徹底を図り、適正な大学運営を行う。 ○ 研究における不正行為の発生を防止するための管理体制を強化する。 ○ 研究費の不正使用の発生を防止するための管理体制を強化する。</p>	<p>○ 知的財産管理体制の不備 特許出願手続きにおいて、知的財産担当の理事・副学長(当時)が不正行為を行うなど、ガバナンスや知的財産管理体制、コンプライアンスの徹底に問題があった事案について、令和元年度に評価委員会が課題として指摘していることから、改善に向けた取組が実施されているものの、引き続き再発防止に向けた積極的な取組を実施することが強く求められる。</p> <p>※文部科学省国立大学法人評価委員会「第3期中期目標期間(4年目終了時)に係る業務の実績に関する評価結果」(令和3年6月公表)より抜粋</p>	<p>本事案は平成30年度に明らかとなったものであり、それ以来、以下のとおり対応を行っている。</p> <p>本事案は一人の人物に多くの権限が集中したことに大きな原因があったことから、再発防止に向けて、権限を分散させ、互いに牽制可能な知的財産管理体制(産学公連携推進センター知的財産戦略室でセンターのURAが行った事前調査について専門的知識を有する構成員が評価審査し、その評価審査結果を基礎資料として、産学公連携推進センター運営委員会で審議した後、知的財産の取扱いを学長が決定する)を平成30年10月に構築した。</p> <p>事案の公表後は、全教職員に向けての説明会やコンプライアンス研修等を行ったほか、役職員全員へのさらなるコンプライアンス徹底を図るため、利益相反マネジメントに基づく自己申告を令和元年度から実施している。令和2年度においては、「研究不正に係る研究倫理教育研修」、「公的研究費に係るコンプライアンス研修」を実施した際に、未受講者には徹底した督促を行うよう改め、受講率100%を達成した。</p> <p>また、「研究活動の不正行為等の取扱いに関する規則」及び「公的研究費取扱規則」を改正し、研修の受講、不正行為及び不適切行為の防止に取り組むことを研究者及び構成員の責務として明記し、この責務を果たさない場合の罰則(研究活動の停止、公的研究費の取扱い停止)も定めた。</p> <p>以上のとおり、体制強化、研修等の充実、規則改正を行っており、課題への対応を完了しているが、引き続きコンプライアンスの徹底を図っていく。</p>

第3期中期目標期間の評価(6年目終了時)における課題の対応方策・改善状況

第3期中期目標	改善すべき点	対応方策・改善状況
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>○ 安定的な財務基盤を確立し、教育研究を推進させるために、外部資金の獲得額を増加させる。</p>	<p>○ 中期計画を十分には実施していないと認められる事項</p> <p>「『収入比率プロポーション改革』(収入に占める外部資金の割合を増加させる)を実施し、外部資金(補助金等収入、科研費を含む)の獲得額を収入全体(施設費を除く)の20%以上とする。」(中期計画【29-1】)については、URAによるマッチング支援や、大型外部資金に関する情報の収集と学内説明会の実施等により、外部資金の増加に努めているものの、外部資金受入額が収入全体に占める割合が令和3年度16.9%となっており、中期計画を十分には実施していないと認められる。</p> <p>※文部科学省国立大学法人評価委員会「第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」(令和5年3月公表)より抜粋</p>	<p>外部資金の受入増加については、第4期中期目標期間においても引き続き取り組むべき課題であるため、第4期中期計画に「経営基盤を強化するため、担当組織の運営にURAや若手教員の知見を活用することで活性化を図り、教職協働の運営体制により産業界からの資金受入を強化する。また、本学を卒業(修了)した企業経営者のネットワークを新たに構築して寄附金を募る事業を展開するなど、チャンネルの多様化を図る。」と定め、評価指標として「外部資金(補助金、科研費、共同研究、受託研究、奨学寄附金等。施設整備費補助金や雑収入等は含まない)総額 1,600,000千円(令和9年度実績)」を設定している。さらに、この中期計画や評価指標を達成するための具体的なロードマップを令和4年7月に大学戦略キャビネットにおいて策定しており、URA体制強化、研究者情報プラットフォームの構築等による研究広報、科研費セーフティネット制度の創設等に取り組むこととしている。</p> <p>第4期中期目標期間初年度の令和4年度実績においては、NEDO先導研究プログラム、内閣府ムーンショット等に採択されるなど、外部資金受入額が増加しており、外部資金受入額は16.9億円、収入全体に占める割合は19.3%となっている。</p> <p>今後も、毎年度の自己点検・評価や、ロードマップの適宜見直しを行いながら、外部資金の受入増加により、第4期中期計画の着実な達成を目指す。</p>
<p>Ⅴ その他業務運営に関する重要目標</p> <p>3 法令遵守等に関する目標</p> <p>○ 学内規則を含めた法令遵守や情報管理の徹底を図り、適正な大学運営を行う。</p> <p>○ 研究における不正行為の発生を防止するための管理体制を強化する。</p> <p>○ 研究費の不正使用の発生を防止するための管理体制を強化する。</p>	<p>○ 情報セキュリティマネジメント上の課題</p> <p>情報セキュリティを脅かす事案が繰り返し発生し、また、必要な情報セキュリティ対策等が組織的に講じられているとは言えないことから、再発防止に向けた組織的な取組を実施することが望まれる。</p> <p>※文部科学省国立大学法人評価委員会「第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」(令和5年3月公表)より抜粋</p>	<p>第3期中期目標期間において、平成28年度から令和2年度には文部科学省への事案の報告件数は年度あたり数件で推移していたところ、令和3年度にはアカウント漏洩によるメールの踏み台となる事案等が増加しており、体制の整備や組織的な対策を講じることが必要な状況となっていた。</p> <p>文部科学省による指摘も踏まえ、インシデント事案により得た知見について、逐次、情報セキュリティ教育や研修、ガイダンスによる啓発を行うとともに、啓発した内容が各構成員のセキュリティ意識に浸透していることを確認し、再発防止に努めた。また、組織全体としての再発防止策として、インシデントの多かったメールサービスにおいて多要素認証システムを導入することとした。</p> <p>さらに、一層の体制強化のため、令和4年3月に政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した全学情報セキュリティ委員会の設置等の体制整備や、情報セキュリティ対策基本方針の制定を行った。令和4年度以降は、これに準拠した各種関連規則、要項、手順、ガイドライン等の更新に取り組み、「情報セキュリティ対策基準」、「情報格付け要項」及び「情報セキュリティ監査要項」や各種ガイドライン等を制定した。</p> <p>以上のとおり、研修等の充実、体制強化、規則等の改正を行っており、課題への対応を順次進めているが、引き続き政府機関等の基準に従い、情報セキュリティマネジメントの不断の改善を図っていく。</p>